

## 江津市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日 告示第 79 号 制定

平成 31 年 4 月 1 日 告示第 51 号 一部改正

令和 2 年 1 月 7 日 告示第 1 号 一部改正

### (目的)

第 1 条 この告示は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。以下「交付要綱」という。）に基づき、がけの崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用の住宅貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下「移転者」という。）に対し、移転事業に要する経費の一部を補助することにより、危険住宅の移転を促進し、住民の生命の安全を確保することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この告示における用語の意義は、交付要綱に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 危険住宅 がけ地の崩壊等により危険が著しいため、次のアからオまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行ったもの。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に基づく島根県建築基準法施行条例（昭和 48 年島根県条例第 20 号。以下「県条例」という。）

第 2 条の規定により指定された災害危険区域

イ 建築基準法第 40 条の規定に基づく県条例第 4 条の規定により建築を制限されている区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂法」という。）第 9 条に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

エ 土砂法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ウに掲げる区域に指定される見込みのある区域

オ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(2) 移転事業 危険住宅の移転を促進するため危険住宅の移転を行う者に対し次に掲げる経費について補助する事業をいう。

ア 危険住宅の除却等に要する経費 危険住宅の撤去費、跡地整備費、動産移転費及び仮住居費その他移転に伴う経費をいう。

イ 危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得又は造成を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関又はその他の機関から借入れた場合において、当該借入金に係る利子（年利8.5パーセントを限度とする。）の支払に要する経費をいう。

（補助対象額等）

第3条 市長は、移転者に対しがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付限度額は、次の表のとおりとする。

移転事業経費の内容	補助金の交付限度額
1 危険住宅の除去等に要する経費	1戸当たり97万5,000円
2 危険住宅に代わる住宅の建設（購入及び改修を含む。）に要する経費	1戸当たり731万8,000円 （建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8,000円）

（補助金の交付申請）

第4条 移転者は、補助金を受けようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第5条 市長は、補助金交付申請書その他必要な事項を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した移転者にその旨を通知する。

（着手届等）

第6条 移転者は、移転事業に着手したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業着手届(様式第3号)を着手した日から5日以内に市長に提出しなければならない。

2 移転者は、各四半期(第4四半期を除く。)ごとに補助事業の遂行状況を、がけ地近接等危険住宅移転事業遂行状況報告書(様式第4号)により各四半期経過後5日以内に市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第7条 移転者は、移転事業の内容等を変更しようとするときは、次の各号の定める区分により当該各号に掲げる申請書を提出し市長の承認を受けなければならない。

(1) 移転事業の内容を変更しようとするとき がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書(様式第5号)

(2) 移転事業を廃止又は中止しようとするとき がけ地近接等危険住宅移転事業廃止(中止)承認申請書(様式第6号)

2 移転者は、移転事業が予定期間内に完了しない場合、又は移転事業の遂行が困難となった場合は、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業完了遅延報告書(様式第7号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実地検査等)

第8条 市長は、必要があると認める場合は、移転者に対し必要な指示を行い、職員をして当該移転事業に関する書類等の報告を徴し、又は実地に立入検査をさせることができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該移転事業に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、すでに経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、移転事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(移転者の責めに帰すべき事由によるものを除く。)

(2) 移転者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。

(3) 移転者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 移転者が、当該移転事業に関し、法令、この告示に基づく処分又は命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(実績報告)

第10条 移転者は、移転事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 移転者は、移転事業が翌年度にわたる場合は、当該補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月10日までにがけ地近接等危険住宅移転事業年度終了実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(遂行命令)

第11条 市長は、移転者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認められるときは、当該事業を遂行することを命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合と認めたときは、移転事業に要した経費と補助金の交付決定額を比較していずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書（様式第10号）により移転者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の廃止)

2 かけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（昭和 49 年 3 月 1 日事業施行）  
は廃止する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日告示第 51 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 7 日告示第 1 号）

この告示は、令和 2 年 1 月 7 日から施行する。